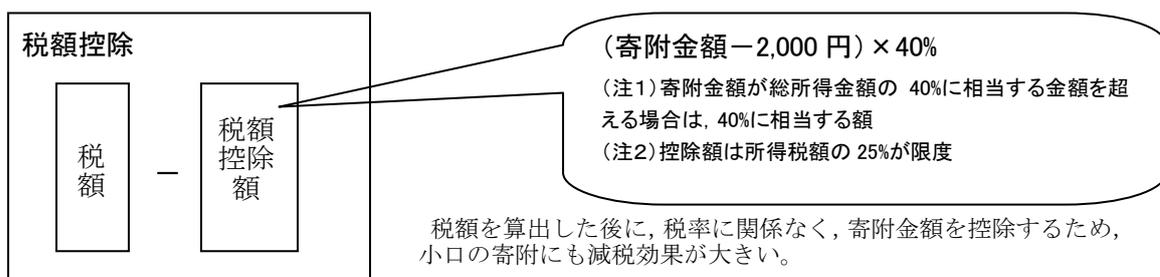
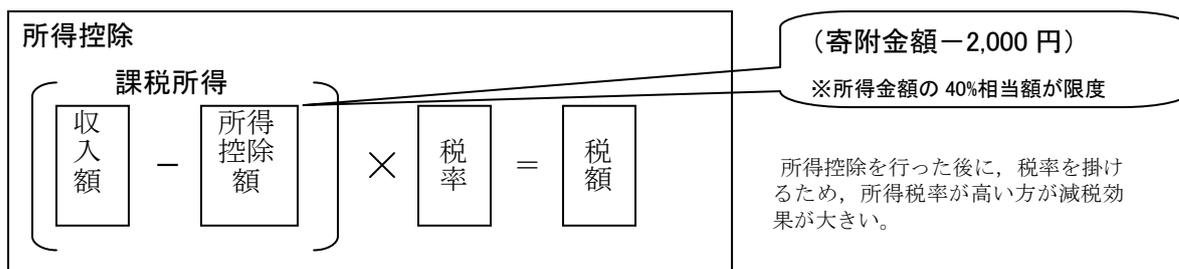


## 税法上の優遇措置について

### ■個人の皆様

当協会への賛助会費(寄附金)は、平成25年2月15日付で税額控除の対象となりました。  
(平成25年2月15日以降にお支払い頂いた賛助会費(寄附金)が税額控除の対象となります。)

- ①所得税 「所得控除」又は「税額控除」のどちらかを選択して、寄附金控除を受けることができます。寄附金控除を受けるには確定申告が必要です。



なお、確定申告の際に当協会が発行した「領収書」、「税額控除に係る証明書の写し」を添付してください。

- ②個人住民税 一部の都道府県又は市区町村において、個人住民税所得割の額から税額控除を受けられます。(公益財団法人への寄附が条例で指定されている自治体が対象)

・都道府県が条例で指定している場合 … (寄附額 - 2,000円) × 4%

・市区町村が条例で指定している場合 … (寄附額 - 2,000円) × 6%

※所得税の確定申告が必要。寄附額はその個人の所得の30%相当額が限度

**1口3,000円を納付した場合(住民税は都道府県及び市区町村どちらも対象である場合)**

①所得税の減税額 (3,000円 - 2,000円) × 40% = 400円 (税額控除選択)

②個人住民税の減税額 (3,000円 - 2,000円) × 10% = 100円 計500円の減税効果

※平成25年2月14日以前にお支払い頂いた賛助会費(寄附金)についても優遇措置はございますが、取り扱い異なります。詳細は当協会までご連絡下さい。

### ■法人の皆様

法人税において一定の額を限度として、損金算入が認められます。

詳細は税務署にご確認ください。